○総務省告示第九十二号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二号（常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とする。

○総務省告示第九十三号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、平成七年郵政省告示第六百五十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第一を次のように改める。

第一　インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備の機器

1　構造及び性能の条件

平成十七年総務省告示第千二百二十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件。以下「告示第千二百二十七号」という。）第一の一及び二（1の㈢及び㈣、2の㈣及び㈤並びに4を除く。）の条件に適合するものであること。

2　機械的及び電気的条件

告示第千二百二十七号第一の二（1の㈢及び㈣、2の㈣及び㈤並びに4に限る。）の条件に適合するものであること。

○総務省告示第九十四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第3及び別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

別表第十号第2の表中

漁業地域情報システム（マリンホーン）	ＭＲＰ
インマルサットＢ型	ＩＭＢ

を

漁業地域情報システム（マリンホーン）	ＭＲＰ

に改める。

別表第二十三号の表中

設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＢ
設備規則第49条の24第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＭ
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＭＭ

を

設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＦ
設備規則第49条の24第6項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＤ
設備規則第49条の24第6項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＤ２
設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＢＧＡＮ
設備規則第49条の24第8項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＧＳＰＳ

に

設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＭ
設備規則第49条の24第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＭＭ
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＦ
設備規則第49条の24第5項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＤ
設備規則第49条の24第5項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＤ２
設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＢＧＡＮ
設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＩＭＧＳＰＳ

改める。

○総務省告示第九十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十九条の二十四第一項第四号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第一号のニ、同項第二号のニ、第六項第四号及び第七項第四号並びに別表第一号注33の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第二を削り、第三を第二とし、第四から第七までを第三から第六までとする。

第八の三中「第八の二の2」を「二の2」に改め、同第八を第七とする。

○総務省告示第九十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項並びに第四十条の四第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号及び第六項並びに別表第一号注33の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第二を削る。

第三の一の1中「並びに第二の一の5」を削り、同一中2を3とし、1の次に次のように加える。

2　空中線から輻射される電波の強さが毎平方メートル一〇〇ワット、二五ワット及び一〇ワットとなる地点から当該空中線までの距離について、レドームに表示されていること。